ACSES ニュースレター_２３９２号（2022 年 10 月 6 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（20 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇毒物の“アジ化ナトリウム” 紛失し届け出 第一三共の研究施設〈放送報道〉
◇その他の事故、事件
・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で火災等(電動アシスト自転車)〈消費者庁〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・労災レセプト電算処理システム　マスタコード〈厚生労働省〉
□大災害、原発事故対策
[災害対策]
・Ｊアラートが北海道と青森に避難呼びかけ〈Web 報道〉／東京島嶼部に誤発信・システム起動せず手動配信…Ｊアラート、各地で混乱広がる〈新聞報道〉
[福島原発事故]
・食品中の放射性物質の検査結果について（１３０９報）〈厚生労働省〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇マスコミ報道
[3] 爆発物の原料となり得る劇物等の適正な管理等の徹底について〈厚生労働省〉
[4] 「2023 年度の一般化学物質及び優先評価化学物質の製造数量等の届出における構造・組成に関する添付書類について」を公開しました。〈経済産業省〉
[5] 健康安全
◇サブミクロン径炭素繊維の肺毒性、細胞毒性、遺伝毒性評価〈産業技術総合研究所〉
[6] 医薬品
◇大麻成分薬、国内で使用可能に　厚労省、取締法の改正目指す〈Web 報道〉
◇子宮頸がんなど防ぐ「9 価 HPV ワクチン」定期接種の方針 厚労省〈放送報道〉
[7] 農薬
◇農薬登録情報ダウンロードを更新しました。〈農林水産消費安全技術センター〉
[8] 食品安全衛生関係
◇［令和 4 年 9 月 29 日付け生食発 0929 第 3 号］「食品添加物の指定及び使用基準改正に関する指針」の一部改正について〈厚生労働省〉
◇食品安全情報(化学物質)No.20(2022)を掲載しました。〈国立医薬品食品衛生研究所〉
◇日本ハム「培養肉」主成分を開発　商用化へ前進〈Web 報道〉
[9] 廃棄物関係
◇銀行の「機密書類」、トイレ紙に再生　年 54 トンの二酸化炭素の削減〈新聞報道〉
◇日本マクドナルド、全店で木製スプーン　プラ削減〈Web 報道〉
[10] エネルギー問題
◇マイナス 253 度、液化水素の低温を空調に　岩谷産業と大林組が実証〈新聞報道〉
[11] 調査、公募、意見募集等
［公募、意見募集等］　５件　　［公募結果、意見募集結果］　２件　　［調査結果］　１件

藤袴（フジバカマ）

[12] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
［開催案内］　７件　　［開催記録、報告、資料等］　４件
[13] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：２件　　◇その他：５件
[付録]
◇進む「研究への患者参画」　テーマ発掘や啓発で連携　支援不足が課題<Web 報道>

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇毒物の“アジ化ナトリウム”　紛失し届け出 第一三共の研究施設

＜NHK　2022 年 10 月 5 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20221005/k10013848541000.html
大手製薬会社「第一三共」の東京 品川区にある研究施設で、毒物に指定されている「アジ化ナトリウム」の所在が分からなくなり、会社が警視庁などに紛失の届け出を行ったことが分かりました。会社が保管状況などについて詳しく調査しています。
関係者によりますと先月、大手製薬会社「第一三共」の東京 品川区にある研究施設「品川研究開発センター」で、毒物に指定されている「アジ化ナトリウム」の入った容器がなくなっていることが分かったということです。
「アジ化ナトリウム」は体内に入ると血圧が急激に下がったり意識障害を起こしたりするなど極めて毒性が強く、会社では防腐材などとして使うため鍵の付いた冷蔵庫内で保管していたということです。
その後、社内調査が行われましたが見つからず、警視庁や保健所に紛失の届け出を行ったということです。
第一三共は「アジ化ナトリウムを紛失したことは事実で、詳しい経緯を調べている」と話していて、外部から第三者が侵入するなどした形跡が見られないことから、化学物質の保管状況などについて詳しく調査しています。
この施設をめぐっては、先月、薬品の開発などの業務にあたっていた研究員が、妻にメタノールを飲ませるなどして殺害したとして殺人の疑いで逮捕され、警視庁は職場からメタノールを持ち出した疑いもあるとみて捜査しています。

◇その他の事故、事件

・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で火災等(電動アシスト自転車)
＜消費者庁　2022 年 10 月 4 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/030451/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_221004_01.pdf
特記事項:ヤマハ発動機株式会社が販売した電動アシスト自転車用バッテリー(「電動アシスト自転車」として公表)のリコール(回収・交換)

１．ガス機器・石油機器に関する事故：２件
（うちカセットこんろ１件、ガストーチ１件)
２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故：７件
（うち食器洗い乾燥機（ビルトイン式）１件、リチウム電池内蔵充電器１件、
電気ストーブ（オイルヒーター）１件、扇風機１件、電気こたつ１件、携帯電話機（スマートフォン）１件、
電動アシスト自転車１件)
３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故：５件
（うちレーザー加工機２件、電気洗濯機１件、携帯電話機（スマートフォン）１件、コンベックス１件)

◇*事故・事件対策、措置、訴訟等*

・労災レセプト電算処理システム　マスタコード

＜厚生労働省　2022 年 10 月 4 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=D-qRu_Pi-5rZV12dY

□*大災害、原発事故対策*

[災害対策]

・Ｊアラートが北海道と青森に避難呼びかけ

＜共同通信　2022 年 10 月 4 日＞　https://nordot.app/949798038324183040?c=39546741839462401

北朝鮮のミサイル発射に関するＪアラートは、北海道と青森県を対象地域に指定し、避難を呼びかけた。

・東京島嶼部に誤発信・システム起動せず手動配信…Ｊアラート、各地で混乱広がる

＜読売新聞　2022 年 10 月 5 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/national/20221005-OYT1T50044/

北朝鮮の弾道ミサイルが日本上空を通過した４日、住民に避難を呼びかける全国瞬時警報システム「Ｊアラート」が鳴り響き、各地は緊迫感に包まれた。東京都の島嶼（とうしょ）部で誤って発射情報が流れるなど混乱も広がった。

[福島原発事故]

・食品中の放射性物質の検査結果について（１３０９報）（東京電力福島原子力発電所事故関連）

＜厚生労働省　2022 年 10 月 4 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k3YNJ29-ZwZFy_8BY

東京電力福島原子力発電所事故を踏まえて自治体等において行われている食品中の放射性物質の検査結果について、別添のとおり公表します。

１　自治体の検査結果

岩手県、宮城県、栃木県、東京都、文京区、横浜市、京都府、大阪市

※ 基準値超過　なし

２　緊急時モニタリング又は福島県の検査結果

※ 基準値超過　３件

No.27	福島県	イノシシ	(Cs : 150 Bq / kg)
No.28	福島県	イノシシ	(Cs : 850 Bq / kg)
No.36	福島県	イノシシ	(Cs : 110 Bq / kg)

３　国立医薬品食品衛生研究所における検査

※　基準値超過　３件

No. 9	秋田県	コウタケ	(Cs : 120 Bq / kg)
No.10	岩手県	コウタケ	(Cs : 250 Bq / kg)
No.13	岩手県	コウタケ	(Cs : 110 Bq / kg)

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況について（令和４年 10 月５日版）

＜厚生労働省　2022 年 10 月 5 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_28391.html

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（検疫）

＜厚生労働省　2022 年 10 月 5 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_28392.html

---

[対策・予防]

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・ワクチン製造、17 件に補助　経産省 2265 億円
＜共同通信　2022 年 10 月 3 日＞　https://nordot.app/949512236593643520?c=39546741839462401
　西村康稔経済産業相は 3 日の閣議後記者会見で、感染症のパンデミック（世界的大流行）発生時にワクチン製造を優先的に行う拠点整備の支援事業に、17 件を選んだと発表した。明治グループの製薬会社 KM バイオロジクス（熊本市）などに計約 2265 億円を補助する。採択は 9 月 30 日付。
　17 件は KM バイオのほかに宝ホールディングス傘下のバイオ事業会社、タカラバイオ（滋賀県草津市）や広島大など。ワクチン製造に必要な設備の新規導入や改修を補助する。企業などは平常時はバイオ医薬品を生産し、流行時はワクチンや部素材の製造に切り替える。

・塩野義、低所得国にコロナ飲み薬　承認前提に契約
＜共同通信　2022 年 10 月 4 日＞　https://nordot.app/949835339578867712?c=39546741839462401
　塩野義製薬は 4 日、開発中の新型コロナウイルス感染症の飲み薬「ゾコーバ」について、低中所得国に広く提供するため、国際的な公衆衛生団体とライセンス契約を結んだと発表した。日本など規制当局での薬事承認が前提となる。
　団体はスイスに本部を置く「医薬品特許プール（MPP）」。今回の契約により、MPP を通じてジェネリック医薬品（後発薬）メーカーがゾコーバを生産できるようになり、117 カ国での供給が可能になる。業績への影響は軽微。
　ゾコーバを巡っては厚生労働省が 7 月、緊急承認の判断を見送り、最終段階の臨床試験（治験）結果を待って改めて審議することになった。

◇福岡県がコロナ警報を解除へ 各地で警戒レベルなど引き下げ
＜NHK　2022 年 10 月 5 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20221005/k10013848841000.html
新型コロナウイルスをめぐり、各地の自治体では、独自の警報を解除したり、警戒レベルを引き下げるなどの動きが広がっています。
福岡県は 7 月から発動されている県独自のコロナ警報について、新規感染者数が減少傾向にあり、病床の使用率も 20%を下回ったことなどから 5 日をもって解除する方針を固めました。
福岡県は新型コロナウイルスの感染急拡大を受けて 7 月 6 日に県独自のコロナ警報を発動し、3 密の回避やワクチンの接種など基本的な感染対策を呼びかけています。
これについて関係者によりますと県は、現在、新規感染者数が減少傾向となっているほか、病床の使用率も 20%を下回ったことなどから、5 日をもってコロナ警報を解除する方針を固めました。5 日に開かれる対策本部会議で正式に決めることにしています。
コロナ警報が解除されるのは 3 か月ぶりとなります。
また、県は専門家の意見も踏まえ飲食店の感染対策を認証する際の基準を現在の 40 項目から 32 項目に変更するということです。
ただ、コロナ警報の解除後も基本的な感染対策は呼びかけるとともに、感染に不安を感じる人を対象にした無料の検査は継続することにしています。
宮崎県 警戒レベルを最も低い「医療警報」へ
感染状況が落ち着きつつあるとして、宮崎県は 5 日から、県独自の警戒レベルをこれまでの「医療緊急警報」から 1 段階引き下げ最も低い「医療警報」とします。
これにより制限されていた高齢者施設での面会が少人数であれば可能になります。また県の認証を受けていない飲食店についても「1 テーブル 4 人以下、2 時間以内」の制限がなくなります。
河野知事は「皆様にご協力いただき、感染状況もなんとか落ち着きつつある。感染者がゼロにならなくても経済は回せるので、イベントや旅行、飲食なども楽しんでもらいたい」と話していました。
徳島県 警戒基準を「感染観察」に引き下げ
徳島県は感染者数が減少傾向にあることを受けて、独自の警戒基準「とくしまアラート」のレベルを 4 日午後 6 時に最も低いレベル 1 の「感染観察」に引き下げています。

「感染観察」になるのはことし7月15日以来、およそ2か月半ぶりです引き下げを受けて県教育委員会は、現在、原則禁止している公立学校の部活動の合宿や他校との練習試合を実施できるようにする考えを示しました。
飯泉知事は「県内の感染状況はお盆明けにピークを迎え、その後順調に減少しているが、第7波は終わったわけではなく引き続き基本的な感染対策が必要だ。今後、予想されている第8波の兆候が見られれば速やかに注意喚起を行う」と話していました。

◇マスク着用、日本だけ？　欧米では集団免疫獲得　「終わり見えた」　感染対策に有効、治療薬開発に期待

＜毎日新聞　2022年10月3日＞　https://mainichi.jp/articles/20221003/dde/012/040/009000c

新型コロナウイルスのパンデミック（世界的大流行）が宣言されて2年半あまりがたち、海外ではいまや「ノーマスク」が当たり前と聞く。ところが日本では今夏の「第7波」で引き続きマスクの着用が求められた一方、感染者数が世界最多なんだとか。ちゃんとマスクをしているのに、一体なぜ？

9月27日に行われた安倍晋三元首相の国葬で、政府は海外からの要人も含めて参列者にマスク着用を求めた。あくまで日本国内の「ルール」に沿った対応だったが、これがちょっとした話題になった。その8日前に実施された英国のエリザベス女王の国葬では、日本から参列された天皇、皇后両陛下をはじめ大半の人がノーマスクだったからだ。図らずも同時期に行われた二つの国葬が、彼我の差を浮き彫りにした形である。

実際、海外ではマスク離れが進んでいる。それで感染者が爆発的に増えるようでは元も子もないが、数字を見る限りはそうではない。世界保健機関（WHO）によると、9月19～25日のコロナ感染者数は日本が53万5502人で、実に10週連続で世界最多となった。比較的多い約36万人の米国、約35万人のロシアなどと比べても突出した数字だ。こうなってくると、マスクの意味に疑問を感じてしまうのだが、実際はどうなのか。

****

[3] **爆発物の原料となり得る劇物等の適正な管理等の徹底について**

（令和４年９月26日薬生総発0926第１号・薬生薬審発0926第10号・　薬生監麻発0926第４号）

＜厚生労働省　2022年9月27日＞

https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T220927I0030.pdf

薬生総発0926第１号
薬生薬審発０９２６第１０号
薬生監麻発0926第４号
令和４年９月26日

各｛都道府県知事／保健所設置市長／特別区長｝　衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬　・　生活衛生局総務課長
厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長
厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長

爆発物の原料となり得る劇物等の適正な管理等の徹底について

毒物及び劇物や医薬品等の適正な管理等の推進については、平素から格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

爆発物の原料となり得る化学物質の適正な管理と爆発物を使用したテロ等の未然防止を更に推進するため、今般、警察庁警備局警備企画課長より、別添（令和４年９月21日付け「爆発物を使用したテロ等の未然防止に向けた薬局開設者等がとるべき措置の周知・指導の徹底に関する依頼について」）のとおり依頼があったところです。

つきましては、爆発物の原料となり得る化学物質及びそれらの製剤を取り扱う薬局開設者、店舗販売業者、毒物劇物営業者、医薬品製造販売業者等に対する適切な保管管理の徹底、譲渡手続及び交付制限の厳守等のより一層の指導を行う必要がありますので、下記事項に御留意の上、貴管内関係業者団体に対し傘下業者へのこれらの指導内容の周知徹底を要請する等、貴管内事業者に対する指導について格段の御配慮をお願いいたします。

また、警察官からその職務上、薬局開設者、店舗販売業者、毒物劇物営業者、医薬品製造販売業者等に係る名

簿の閲覧請求があった場合には協力していただくようお願いいたします。

なお、同旨の通知を一般社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、公益社団法人日本薬剤師会会長、一般社団法人日本保険薬局協会会長、一般社団法人日本薬局協励会会長、一般社団法人日本化学品輸出入協会会長、一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会会長、一般社団法人日本医薬品登録販売者協会会長及び公益社団法人全日本医薬品登録販売者協会会長宛てに発出することとしている旨、申し添えます。

記

１　毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号。以下「毒劇法」という。）に規定する毒物及び家庭用劇物以外の劇物の一般消費者への販売を自粛すること。

２　塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム、硝酸、硫酸、塩酸、過酸化水素、硝酸アンモニウム、尿素、アセトン、ヘキサミン及び硝酸カリウム（以下「爆発物の原料となり得る化学物質」という。）及びそれらの製剤のうち、毒劇法に規定する劇物に該当するものについて、同法に基づき、適切な保管管理を行うとともに、譲渡手続及び交付制限を厳守し、また、盗難又は紛失事件が発生したときは、直ちに警察署に届けること。

３　爆発物の原料となり得る化学物質及びそれらの製剤のうち、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）に規定する劇薬に該当するものについて、同法に基づき、適切な保管管理を行うとともに、譲渡手続及び交付制限を厳守すること。また、盗難又は紛失事件が発生したときは、直ちに警察署に届けられたいこと。

４　爆発物の原料となり得る化学物質のうち、劇物又は劇薬に該当しないものについて、購入者の氏名、住所及び使用目的の確認を行うとともに、販売を行った化学物質の名称（又は販売名）、数量、その他販売の記録を記載した書面（電磁的記録を含む。）を保存するよう努められたいこと。また、盗難又は紛失を防止するのに必要な措置を講じるなど、適切な保管管理を行うよう努められたいこと。さらに、盗難又は紛失事件が発生したときには、直ちに警察署に届けられたいこと。

５　爆発物の原料となり得る化学物質について、一般消費者に対してインターネットを利用した販売を行う場合、又は大量に販売を行う場合には、購入者の氏名、住所及び使用目的を確認・記録した上で行うこととし、使用目的が不審若しくはあいまいである者又は社会通念上妥当でないおそれがあると認められる者には、販売を差し控え、速やかに警察に通報するとともに、不審点解明に向けた必要な情報提供をされたいこと。

****

[4] **「2023 年度の一般化学物質及び優先評価化学物質の製造数量等の届出における構造・組成に関する添付書類について」を公開しました。**

＜経済産業省　2022 年 9 月 30 日＞

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/kouzou_sosei_tempusyorui_2023.html

一般化学物質及び優先評価化学物質の製造数量等の届出における「届出対象物質に関しての構造・組成について参考となる事項を記載した書類」の添付について　＜2023年度届出（2022年度実績）分＞

経済産業省　製造産業局

化学物質管理課　化学物質安全室

「経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第40号。以下「施行規則」という。）」が改正され、平成30年８月31日に公布、平成31年４月１日から施行されました。これに基づき、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号。以下「化審法」という。）第８条による一般化学物質の製造数量等の届出及び第９条による優先評価化学物質の製造数量等の届出の際に、届出対象物質に関しての構造・組成について参考となる事項を記載した書類（以下「添付書類」という。）を必要に応じて添付いただくこととなりました。

添付書類を添付する必要がある一般化学物質（表１）及び優先評価化学物質（表２）を以下の表に掲載いたします。

なお、表１に掲載した一般化学物質、表２に掲載した優先評価化学物質については、届出書に記載された情報

からだけでは化学物質を同定できないことから、より適切な化学物質の評価・管理を行うために、化学物質の構造・組成等の情報が必要となっております。

また、物質ごとの添付書類の様式（Excelファイル）を表１、表２に掲載しておりますので、様式ファイルをダウンロードいただき、必要事項を記載のうえ、ご提出をお願いいたします。詳細については、以下の「一般化学物質及び優先評価化学物質の製造数量等の届出における「届出対象物質に関しての構造・組成について参考となる事項を記載した書類」の添付について」を必ずご参照ください。

添付書類から、化学物質が取り扱われている実態を把握し、より適切なスクリーニング評価・リスク評価を進めてまいりたいと考えております。 ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

２０２３年度届出（２０２２年度実績）における構造・組成に関する添付書類について

・一般化学物質及び優先評価化学物質の製造数量等の届出における 「届出対象物質に関しての構造・組成について参考となる事項を記載した書類」の添付について

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/tempsyorui_nitsuite_2023fy.pdf

※電子届出または光ディスク届出の場合は、添付書類のファイル名に以下の点を追記のうえ添付してください。
①ファイル名に**届出者の事業者名**を追記してください。
＜例＞
youshiki_ippan_X-XXX_経済産業株式会社.xlsx
youshiki_yusen_XXX_経済産業株式会社.xlsx
②一般化学物質において同じ官報整理番号に該当する添付書類が複数ある場合、
または優先評価化学物質において同じ通し番号に該当する添付書類が複数ある場合は、ファイル名に枝番を追記してください。
＜例＞
youshiki_ippan_X-XXX_経済産業株式会社(1).xlsx
youshiki_ippan_X-XXX_経済産業株式会社(2).xlsx

youshiki_yusen_XXX_経済産業株式会社(1).xlsx
youshiki_yusen_XXX_経済産業株式会社(2).xlsx

表１.
２０２３年度届出（２０２２年度実績）において届出対象物質に関しての構造・組成について参考となる事項を添付する必要がある一般化学物質

官報整理番号	公示名称	添付書類様式
7-155	ポリオキシアルキレンアルキル（又はアルケニル）（Ｃ＝４～２４）エーテルの硫酸エステル及びその塩（Ｋ，Ｎａ，Ｃａ）	添付書類様式（7-155）

※官報整理番号7-155に該当する物質は、優先評価化学物質通し番号223（優先223）に該当する場合もあります。

優先223に該当する物質は、2022年度届出において添付書類を添付いただきましたが、2023年度届出では添付書類の提出は不要です。

表２.
２０２３年度届出（２０２２年度実績）において届出対象物質に関しての構造・組成について参考となる事項を添付する必要がある優先評価化学物質

通し番号	優先評価化学物質の名称	添付書類様式
214	ナトリウム＝アルキル（Ｃ＝８～１８）＝スルファート	添付書類様式（214）
250	［α－（アルキル（Ｃ＝１６～１８））－ω－ヒドロキシポリ（オキシエタン－１，２－ジイル）又はα－（アルケニル（Ｃ＝１６～１８））－ω－ヒドロキシポリ（オキシエタン－１，２－ジイル）］（数平均分子量が１，０	添付書類様式（250）

	００未満のものに限る。）	

（参考）過年度における構造・組成に関する添付書類について

・一般化学物質及び優先評価化学物質の製造数量等の届出における「届出対象物質に関しての構造・組成について参考となる事項を記載した書類」の添付について　＜2022年度届出（2021年度実績）分＞
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/kouzou_sosei_tempusyorui_2022.html
・一般化学物質及び優先評価化学物質の製造数量等の届出における「届出対象物質に関しての構造・組成について参考となる事項を記載した書類」の添付について　＜2021年度届出（2020年度実績）分＞
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/kouzou_sosei_tempusyorui_2021.html
・一般化学物質及び優先評価化学物質の製造数量等の届出における「届出対象物質に関しての構造・組成について参考となる事項を記載した書類」の添付について　＜2020年度届出（2019年度実績）分＞
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/kouzou_sosei_tempusyorui_2020.html
・一般化学物質及び優先評価化学物質の製造数量等の届出における「届出対象物質に関しての構造・組成について参考となる事項を記載した書類」の添付について　＜平成31年度届出（平成30年度実績）分＞
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/kouzou_sosei_tempusyorui_2019.html

添付書類に関するお問合せ先

添付書類様式「２．構造・組成等の情報」の設問について
独立行政法人 製品評価技術基盤機構（NITE）　化学物質管理センター リスク評価課
　WEB問合せ： NITE化審法連絡システム 外部リンク（外部リンク）
　※お問い合わせ分類は「５．一般化学物質等の製造数量等の届出手続きに関するお問合せ」を選択してください。
　電話：03-5738-2860

****

[5] ***健康安全***

◇サブミクロン径炭素繊維の肺毒性、細胞毒性、遺伝毒性評価
＜産業技術総合研究所(AIST)　2022 年 9 月 27 日＞　https://riss.aist.go.jp/research/20220927-2234/

****

[6] ***医薬品等***

◇大麻成分薬、国内で使用可能に　厚労省、取締法の改正目指す
＜共同通信　2022 年 9 月 29 日＞　https://nordot.app/948157553349771264?ncmp=post_rcmd

大麻取締法改正に向けた論点を話し合う厚生労働省の小委員会は 29 日、大麻草から抽出した成分を含む医薬品に関し、安全性と有効性が確認されたものは国内での使用を可能にするとの報告書をとりまとめた。薬物乱用対策では、現行の取り締まり対象である所持罪などに加え、「使用罪」を創設する内容。厚労省は同法改正案の国会提出を目指す。

厚労省の別の検討会も昨年 6 月、大麻由来医薬品の使用を容認する報告書を公表。今春には、欧米で既に薬事承認され大麻由来のカンナビジオールを含む難治性てんかん治療薬「エピディオレックス」の治験計画を同省が認めた。

◇子宮頸がんなど防ぐ「9 価 HPV ワクチン」定期接種の方針 厚労省
＜NHK　2022 年 10 月 4 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20221004/k10013848391000.html

子宮頸がんなどを防ぐためのHPVワクチンについて厚生労働省は、これまでのワクチンよりも高い感染予防効果があるとされる「9価HPVワクチン」を、来年4月以降の早い時期から定期接種とする方針を決めました。
HPVワクチンは、2013年に定期接種になったあと、体の痛みなどを訴える人が相次いで、接種の積極的な呼びかけが中止されましたが、ことし4月から呼びかけが再開されています。
現在は小学6年生から高校1年生までの10代の女性を対象に、定期接種として希望する人に、子宮頸がんを引き起こしやすい2種類のウイルスの感染を防げる「2価」のワクチンか、それらを含む4種類を防げる「4価」のワクチンの接種が行われています。
厚生労働省の専門家で作る部会では4日、より高い感染予防効果があるとされる「9価HPVワクチン」を定期接種とする方針を了承しました。
厚生労働省によりますと、このワクチンは9種類のウイルスの感染を防ぐことができ、子宮頸がんにかかる割合を減らすことが期待されるということです。
また、副反応の報告頻度について、厚生労働省は4価のワクチンと比較して接種した部位の痛みなどの症状は多いものの、頭痛などの全身症状については同じ程度だったとしています。
部会では有効性や安全性などの点から、定期接種にすることは問題ないとしていて、厚生労働省は来年4月以降の早い時期から定期接種とする方針を決めました。
厚生労働省は、2価や4価のワクチンの接種の積極的な呼びかけを再開した際と同じように、9価のワクチンについても、体調に異変を感じた場合に備えて受診できる医療機関や相談体制の確保を自治体に求めることにします。
9価ワクチンは子宮頸がんを約90%を予防できる
ワクチンの安全性などを評価する、厚生労働省の専門家部会の部会長をつとめる、東京医科歯科大学の森尾友宏教授は「これまでのHPVワクチンでも約60%から約70%の子宮頸がんを予防できるが、9価は約90%を予防できるワクチンで、定期接種になることはとても重要だ」と評価していました。
そのうえで「9価ワクチンは接種後の局所の副反応は、これまでのワクチンに比べて頻度が高いとされているので、これまでのワクチンと同様に安全性についてフォローし、必要な時には診療や相談を受けられる体制の整備が引き続き必要だ」と指摘していました。

****

[7] ***農薬***

◇農薬登録情報ダウンロードを更新しました。

＜農林水産消費安全技術センター(FAMIC)　2022年9月30日＞　http://www.acis.famic.go.jp/ddownload/

****

[8] ***食品安全衛生関係***

◇［令和4年9月29日付け生食発0929第3号］「食品添加物の指定及び使用基準改正に関する指針」の一部改正について

＜厚生労働省　2022年9月29日＞　https://www.mhlw.go.jp/content/000995511.pdf

生食発０９２９第３号
令和４年９月２９日

各｛都道府県知事
保健所設置市長
特別区長｝殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官

「食品添加物の指定及び使用基準改正に関する指針」の一部改正について

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第12条及び第13条第１項の規定に基づく食品添加物の指定等を要請する場合における手続、要請書に添付すべき必要な資料の範囲等については、「食品添加物の指定及び使用基準改正に関する指針」（平成８年３月22日付け衛化第29号別添。以下「指針」という。）でお示ししています。

今般、内閣府食品安全委員会において、「添加物に関する食品健康影響評価指針」が改正されたこと等を踏まえ、指針を別添のとおり改正することとしたので、関係者への周知方よろしくお願いします。

（別添）

食品添加物の指定及び使用基準改正に関する指針

（平成８年３月 22 日付け衛化第 29 号別添）

（一部改正 令和４年９月 29 日生食発 0929 第３号）

Ⅰ　目的

本指針は、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 12 条の規定に基づく人の健康を損なうおそれのない食品添加物の指定及び同法第 13 条第１項の規定に基づく食品添加物の使用の方法に関する基準（以下「使用基準」という）改正に関する要請手続、要請書に添付すべき資料の範囲等を規定するものである。

Ⅱ　食品添加物の指定及び使用基準改正に関する基本的考え方

食品添加物は、人の健康を損なうおそれがなくかつその使用が消費者に何らかの利点を与えるものでなければならない。

したがって、食品添加物の指定及び使用基準改正に当たっては、次の点が科学的に評価されることが必要である。このため、コーデックス委員会（FAO/WHO 合同食品規格委員会）の基準、JECFA（FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議）の規格等を参考にするとともに、わが国の食品摂取の状況等を勘案し、公衆衛生の観点から、科学的見地に基づき、厚生労働省薬事・食品衛生審議会において審議される必要がある。また、内閣府食品安全委員会において食品健康影響評価が行われる。

１．安全性

食品添加物の安全性が、要請された使用方法において、確認されること。

２．有効性

食品添加物の使用が、次のいずれかに該当することが確認されること。なお、対象となる食品の製造又は加工の方法を比較的安価に改善・変更することが可能であって、その結果、当該食品添加物の使用が不要となる場合を除く。

（１）食品の栄養価を保持するもの。

ただし、（２）に該当する場合又は対象となる食品が通常の食事の中で重要なものでない場合には、食品中の栄養価を意図的に低下させることも、正当と認められる場合がある。

（２）特定の食事を必要とする消費者のための食品の製造に必要な原料又は成分を供給するもの。

ただし、疾病の治療その他医療効果を目的とする場合を除く。

（３）食品の品質を保持し若しくはその安定性を向上させるもの又は味覚、視覚等の感覚刺激特性を改善するもの。

ただし、その食品の特性、本質又は品質を変化させ、消費者を誤認させるおそれがある場合を除く。

（４）食品の製造、加工、調理、処理、包装、運搬又は貯蔵の過程で補助的役割を果たすもの。

ただし、劣悪な原料又は上記のいずれかの過程における好ましからざる手段若しくは技術（非衛生的なものを含む。）の使用による影響を隠ぺいする目的で使用される場合を除く。

Ⅲ　食品添加物の指定又は使用基準改正に係る手続

１．要請

食品添加物の指定又は使用基準改正（以下「指定等」という。）を要請する者は、厚生労働大臣宛て、それぞれ別添１又は別添２により要請書を提出することができる（提出先：厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課）。要請書には、Ⅳに規定するとおり、当該食品添加物の成分規格案、及び使用基準案、安全性に関する資料等を添付しなければならない。また、成分規格を適切に設定し、成分規格に係る試験を実施するため、食品基準審査課から適切な時期に当該食品添加物の試料提出の依頼があることに留意すること。

なお、要請者が外国に在住する場合には、当該要請に関する事項について責任をもって日本語で対応できる者（国内連絡先）を明記すること。

２．指定等手続き

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条の規定に基づき、厚生労働省から内閣府食品安全委員会に対して、食品健康影響評価を依頼し、内閣府食品安全委員会では安全性に関する資料等に基づき、食品健康影響評価が行われる。食品健康影響評価を踏まえて、厚生労働省では、薬事・食品衛生審議会において審議を行う。

薬事・食品衛生審議会は諮問事項について審議を終了した後、当該事項に関して厚生労働大臣宛てに答申を行う。厚生労働省は、薬事・食品衛生審議会の答申を踏まえ、食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号）の改正等必要な措置を行う。

なお、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価、厚生労働省薬事・食品衛生審議会における審議の過程等において、必要とされる場合には、要請者に資料の追加提出等を求めることがある。

Ⅳ　食品添加物の指定等の要請書に添付すべき資料

１．添付資料の範囲

（１）食品添加物の指定等を要請する場合には、原則として、別表に示された資料を添付する。

（２）（１）にかかわらず、既に指定されている食品添加物（以下「既指定添加物」という。）と塩基部分のみが異なる場合、その異性体である場合その他合理的な理由がある場合は、その理由を説明した上で、適宜資料の添付を省略することができる。

ただし、毒性メカニズム等から既指定添加物と相加的な毒性があると考えられる場合には、省略することなく資料を添付しなければならない。

２．添付資料作成上の一般的注意

（１）添付資料は、要請者がその責任において提出するものであり、資料の信頼性は要請者が確保しなくてはならない。

（２）当該食品添加物の概要、有効性、安全性等を簡潔にまとめた資料（以下「概要書」という。）は邦文で記載されていなければならない。ただし、概要書以外の添付資料については英文で記載されたものであっても差し支えない。なお、概要書以外の添付資料として日本語又は英語以外の言語で記載されているものを添付する場合は、邦文に訳した資料を添付すること。

（３）添付資料を作成するために必要とされる試験は、試験成績の信頼性を確保するために必要な施設、機器、職員等を有し、かつ、適正に運営管理されていると認められる試験施設において実施されなければならない。

（４）添付資料として提出される文献等は、科学的に信頼できる文献等でなければならない。

（５）（１）、（３）、（４）にかかわらず、要請に係る食品添加物がその要請に係る品質、安全性又は有効性を有することを疑わせる資料については、当該資料の信頼性等にかかわらず、提出しなければならない。

３．添付資料の作成上の留意事項

添付資料のうち（３）概要書には、（４）から（11）の概要を記載すること。概要書以外の添付資料として、（４）から（11）それぞれの内容の根拠としたものを添付すること。また、添付資料の作成に当たっては、「食品添加物の指定及び使用基準改正要請資料作成に関する手引について」(平成 26 年９月９日付け食安基発 0909 第２号厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長通知）の別添を考慮して作成すること。

（１）成分規格案

食品添加物の指定を要請する場合には、原則として、成分規格案を要請書に添付すること。

（２）使用基準案

①食品添加物の指定を要請する場合

使用基準案は当該食品添加物の使用対象食品、使用量、使用方法等を限定する必要がある場合に添付する。

②使用基準の改正を要請する場合

当該食品添加物の使用基準と要請する使用基準改正案の対照表を要請書に添付する。

（３）概要書

項目ごとに簡潔にまとめ、通しで頁をつけること。

（４）名称及び用途に関する資料

① 名称

一般名（和名及び英名)、化学名（IUPAC 名に準拠する。）等を示す。

② 用途

国内及び諸外国での使用状況、コーデックス委員会で規定された用途等を示す。

（５）起源又は発見の経緯に関する資料

要請された品目がいつ、どの国で開発され、その後どの国で食品添加物として使用されるようになったか等の要請に至る経緯を示す。

（６）諸外国における使用状況に関する資料

要請された品目の諸外国における許可状況、具体的な使用食品、使用基準、成分規格等を示す。併せて、コーデックス委員会等の国際機関における使用基準、成分規格等も示す。

（７）国際機関等における安全性評価に関する資料

JECFA 等の国際機関、諸外国等における安全性評価の結果の概要を示す。

（８）物理化学的性質及び成分規格に関する資料

食品添加物公定書の通則、一般試験法等を参考にして、適切な方法により試験した結果に基づき示す。

① 構造式又は示性式

食品添加物公定書を参考に構造式又は示性式を示す。

② 分子式及び分子量

食品添加物公定書の通則に準拠して示す。

③ 製造方法

製造方法によっては、不純物の種類又は量が異なる可能性もあるので、製造工程を簡明に示す。

④ 含量規格

含量規格は、製造過程、定量誤差及び安定性等に基づき、安全性と有効性に関して同等とみなせる一定品質を保証するのに必要な値を設定する。食品添加物としての有効成分の含量を％で示し、有効成分が２種以上存在する場合は、それぞれについて設定する。

⑤ 性状

性状は、使用時の識別及び取扱い上必要となる事項について、通例、味、におい、色、形状等を設定する。

⑥ 確認試験

確認試験は、当該物質が目的の食品添加物であるか否かをその特性に基づいて確認するための試験である。したがって、食品添加物の化学構造上の特徴に基づいた特異性のある試験である必要がある。確認試験以外の項目の試験によっても食品添加物の確認が可能な場合には、それらを考慮に入れることができる。例えば、定量法に特異性の高いクロマトグラフ法を採用する場合には、確認試験を簡略化することができ、重複する内容で設定する必要はない。確認試験を行う方法としては、通例、スペクトル分析に基づく方法及び化学反応による方法が考えられる。なお、化学反応については、化学構造の特徴を確認するのに適切なものがある場合に設定する。

⑦ 示性値

示性値とは、吸光度、旋光度、pH、融点等の物理的又は化学的方法により測定される数値をいい、品質を確保する上で必要な項目を設定する。

⑧ 純度試験

純度試験は、食品添加物中の不純物を試験するために行うもので、定量法とともに食品添加物の純度を規定する試験である。食品添加物中に混在する可能性のある物質（原料、中間体、副生成物、分解生成物、試薬・触媒、重金属・無機塩及び溶媒）のうち必要なものを対象とする。

⑨ 乾燥減量、強熱減量又は水分

乾燥減量試験は、乾燥することによって失われる食品添加物中の水分、結晶水の全部又は一部及び揮発性物質等の量を測定するために行う。強熱減量試験は、強熱することによって、その構成成分の一部又は混在物を失う無機物について行う。水分試験は、食品添加物中に含まれる水分含量を知る目的で行う。

⑩ 強熱残留物（強熱残分）

強熱残留物試験は、通例、有機物中に不純物として含まれる無機物の含量を知るために行うが、場合によっては、有機物中に構成成分として含まれる無機物又は熱時揮発する無機物中に含まれる不純物の

量を測定するために行う。

⑪ 定量法

定量法は、有効成分の含量を、物理的、化学的又は生物学的方法により測定する試験である。相対的な試験方法を設定する場合には、定量試験に用いる標準物質について規格を設定する。正確さ、再現性及び特異性を重視して、試験法を設定する。ただし、特異性の低い方法であっても、適切な純度試験により、混在物の限度が規制されている場合には、再現性のよい絶対量を測定しうる試験方法を設定して差し支えない。その場合には、特異性に欠ける部分について、純度試験等に特異性の高い方法を用いることにより、相互に補完し合うことが必要である。なお、定量しようとする成分が２種以上ある場合は、重要なものから設定する。

⑫ 成分規格案の設定根拠

ア）成分規格案は、国際機関によって設定された成分規格を参考とし、上記（４）①及び（８）①～⑪の資料に基づき、当該食品添加物の安全性及び有効性に関し、一定の品質を担保するために必要なものを設定する。

イ）国際機関によって設定された成分規格及び諸外国の成分規格と成分規格案との対照表を作成する。

⑬ 食品添加物の安定性

食品添加物の安定性について、分解物の検索を含め、検討を行う。

⑭ 食品中の食品添加物の分析法

原則として、食品添加物を使用する可能性の高い食品につき、当該食品の化学分析等によりその添加を定性的及び定量的に確認できる方法を設定する。なお、同様の目的をもつ他の食品添加物等との分離定量に留意する。ただし、使用基準を設定する必要がない場合又は食品中に残留しない場合にあっては、食品中の食品添加物の分析法のうち、定量法の設定を省略することができる。

（９）使用基準案に関する資料

① 食品添加物の安全性及び有効性を総合的に検討し、使用対象食品、使用量等を限定するため、使用基準を設定する必要があると判断した場合には、当該使用基準を設定する根拠を他の添付資料に基づき明らかにする。なお、使用基準案は、既に設定されている他の食品添加物の使用基準を参考に作成する。

② 使用基準を設定する必要がないと判断した場合には、他の添付資料に基づき、その根拠を明らかにする。

③ 使用基準改正に当たっては、要請する使用対象食品の追加、使用量の変更等、使用基準を改正する根拠を明らかにする。

(10) 有効性に関する資料

① 有効性に関する試験については、食品添加物の用途ごとに期待する効果があることを裏付ける試験を行う。

例えば、酸化防止剤については、対象食品に関する抗酸化効果が添加量及び時間経過との関係において明らかになるような試験を行うべきであり、保存料については、対象食品に対する保存性向上の効果が明らかとなるような試験を行う必要がある。既に指定されている同様の用途の食品添加物がある場合は、それらの食品添加物と効果を比較することが望ましい。

② 食品添加物の食品中における安定性に関する試験を行う。なお、安定でない場合は、主な分解物の種類及び生成程度について検討すること。

③ 食品添加物の食品中の主要な栄養成分に及ぼす影響についても検討する。

(11) 安全性に関する資料

「添加物に関する食品健康影響評価指針」（令和３年９月食品安全委員会決定）に従い、食品健康影響評価に必要となる情報を示す。

◇食品安全情報(化学物質)No.20(2022)を掲載しました。

＜国立医薬品食品衛生研究所(NIHS)　2022 年 9 月 29 日＞

http://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2022/foodinfo202220c.pdf

---

◇日本ハム「培養肉」主成分を開発　商用化へ前進
＜共同通信　2022 年 10 月 4 日＞　https://nordot.app/949952613610176512?c=39546741839462401
　日本ハムは 4 日、動物の肉の筋細胞を用いて作る「培養肉」について、主成分となる食品由来の培養液を独自開発したと発表した。ウシなど動物の血清から作る従来の培養液よりも原料を安定的に調達できる上、製造コストを大幅に抑えられ、商用化に向けて前進したという。食品成分の詳細は、特許出願中のため非公開とした。新技術は実験レベルの比較では、従来手法の約 20 分の 1 にコストを抑えられた。
　東京で開いた記者会見では、新開発した培養液を用い、ニワトリの細胞から作った培養肉を公開した。培養肉についてはシンガポール政府が 2020 年に商用生産を世界で初めて認可した。
****
[9] ***廃棄物関係***
◇銀行の「機密書類」、トイレ紙に再生　年 54 トンの二酸化炭素の削減
＜朝日新聞　2022 年 10 月 3 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQB2775VQ95ONFB003.html
　保存を終えた銀行の「機密書類」、あの紙に再生します――。三重県内を地盤とする百五銀行グループが、新しいトイレットペーパーを三重、愛知、和歌山の 3 県に構える約 100 店で使い始めた。包装も中身も見た目はごく普通だが、原料に使うのは銀行で扱っていた紙。障害者が働く特例子会社トップのアイデアで、10 年の保存期間が過ぎた書類を再利用した。
　これまで外部業者に廃棄を頼んでいた書類約 35 トンを原料にして、製紙会社に約 20 万ロールのトイレの紙をつくってもらった。この半分を買い取り、百五銀行の店で使う。1 ロールの長さは 65 メートル（シングル）。価格はスーパーなどで売られているものより若干安いか、同じくらいだという。木を切らずにトイレ紙をつくることで、プロジェクト全体では年間 54 トンの二酸化炭素の排出削減を見込む。
　アイデアは、障害のある人たち 28 人が働く、百五銀行の特例子会社「百五管理サービス」の代表取締役、森永豊さん（61）が出した。会社の業務のひとつが、銀行が使った伝票などの書類を引き取って保管したり、保存期限の切れた書類を細断したりすること。このうち、処理後は捨てるだけだった機密書類の再利用を思いついたという。
「経費が増えない」条件クリア
　きっかけは百五銀行グループ…

◇日本マクドナルド、全店で木製スプーン　プラ削減
＜時事ドットコム　2022 年 10 月 4 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2022100400476&g=dts
　日本マクドナルドは４日、全国の約２９００店舗でプラスチック製のスプーンなどを木製に、ストローを紙製に、7 日から順次切り替えると発表した。環境負荷が大きいプラスチックを年間約９００トン削減できるという。子供用の曲がるストローなどはプラスチック製の提供を続ける。
　木製に変更するのはスプーンのほか、フォーク、ナイフ、マドラー。神奈川県と京都府内の店舗では、既に紙ストローとともに導入されている。同社は、２０２５年末までにすべての容器をリサイクル素材や再生可能な素材などに変更する方針。
****
[10] ***エネルギー問題***
◇マイナス 253 度、液化水素の低温を空調に　岩谷産業と大林組が実証
＜朝日新聞　2022 年 10 月 3 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQB364SDQB3ULFA01G.html
　産業ガス大手の岩谷産業とゼネコン大手の大林組は、超低温の液化水素を空調などの冷却に生かす実証実験を始める。クリーンエネルギーとして普及が期待される水素の新たな活用法として実用化し、脱炭素につなげたい考えだ。
　水素は燃焼時に二酸化炭素を出さず、発電用のエネルギーや燃料電池車で需要が見込まれている。大量に輸送や貯蔵ができるよう、零下 253 度以下で液化させて体積を減らしている。使うときには気体に戻すが、その際に生じる冷熱エネルギーは大気中に放出されて使われずにいた。
　実証実験では、この冷熱エネルギーを利用して冷却が必要な設備を冷やし、エネルギーを削減する。液化水素

は研究開発拠点の岩谷産業中央研究所・岩谷水素技術研究所（兵庫県）に併設された水素ステーションでつくり、事務所の空調や研究所の実験機器、保冷倉庫の冷却に活用する。大林組は研究所の設計・施工や水素発電などの技術開発を進めてきた。両社はまず 2024 年度に研究所内での実用化をめざす。

岩谷産業は 14 年に国内初の…

****

[11] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇「令和５年度危険物安全週間推進標語」及び 「令和４年度危険物事故防止対策論文」の募集

＜総務省消防庁　2022 年 10 月 3 日＞

https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/221003_kiho_1.pdf

消防庁では、危険物を取り扱う事業所における自主保安体制の確立を図り、危険 物の保安に対する意識の高揚及び啓発を推進するため、「令和５年度危険物安全週 間推進標語」及び「令和４年度危険物事故防止対策論文」を募集します。

１ 令和５年度危険物安全週間推進標語

消防庁では、毎年６月の第２週を「危険物安全週間」とし、危険物の保安に対する意 識の高揚及び啓発を全国的に推進しています。この「危険物安全週間」を推進し、危険 物の保安に対する意識の高揚を図るため、「危険物安全週間推進標語」を募集します。

２ 令和４年度危険物事故防止対策論文

令和３年中の危険物施設における事故発生件数は 646 件と、引き続き高い水準で推 移しており、危険物関係団体・業界や消防関係行政機関では、事故の発生防止に積極 的に取り組んでいます。このような危険物の事故防止対策を推進するため「危険物事 故防止対策論文」を募集します。

◇「第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等（案）」に関する意見募集について

＜厚生労働省　2022 年 9 月 30 日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495220184&Mode=0

◇「ジクロロメゾチアズ農薬蜜蜂影響評価書（案）」についての意見・情報の募集について

＜農林水産省　2022 年 9 月 29 日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=550003566&Mode=0

◇「ジメスルファゼット農薬蜜蜂影響評価書（案）」についての意見・情報の募集について

＜農林水産省　2022 年 9 月 29 日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=550003567&Mode=0

◇儲け話に関する情報提供のお願い

＜消費者庁　2022 年 10 月 4 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/030377/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_transaction_cms203_221005_01.pdf

消費者庁では、令和3年4月以降、下記のような取引について勧誘を受けた、又は契約を締結した方からの情報提供をお願いしています。ご協力いただける方は、以下のリンクにあるいずれかの方法で情報提供をお願いします。

詳細

【取引の内容】

スマートフォン用のアプリケーションを販売するとともに、当該アプリケーションを第三者(大企業、外国政府の場合もあります。)に利用させることにより得られた収益から、当該アプリケーションの購入代金相当額を上回る賃借料(現金に限らず、暗号資産の場合もあります。)を、契約者に支払うと称する取引

[公募結果、意見募集結果]

◇令和４年度 使用済製品等のリユースに関する自治体モデル実証事業の公募採択事業について

＜環境省　2022 年 10 月 4 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00661.html

---

◇『「ＨＦＣ」の輸入割当てについて（案)』に対する意見募集の結果について

＜経済産業省　2022 年 9 月 29 日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=595122060&Mode=1

[調査結果]

◇胎児期の鉛と小児期早期の神経発達との関連： 子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）について

＜国立環境研究所(NIES)　 2022 年 9 月 30 日＞　https://www.nies.go.jp/whatsnew/20220930/20220930.html

****

[12] *関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等*

[開催案内]

・令和４年度第６回「石綿に係る疾病の業務上外に関する検討会」を開催します(オンライン開催)

10月12日

＜厚生労働省　2022年10月5日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_28313.html

（１）個別労災請求事案に係る医学的事項について

（２）その他

・食品安全委員会 動物用医薬品専門調査会（第２５７回）の開催について　　１０月１２日

＜内閣府　2022 年 10 月 4 日＞　http://www.fsc.go.jp/senmon/doubutu/annai/doubutu_annai_257.html

（１）動物用医薬品（シフェノトリン）に係る食品健康影響評価について

（２）その他

・食品安全委員会 動物用医薬品専門調査会（第 256 回）の開催について　　10 月 12 日

＜内閣府　2022 年 10 月 4 日＞　http://www.fsc.go.jp/senmon/doubutu/annai/doubutu_annai_256.html

（１）動物用医薬品（クロステボル）に係る食品健康影響評価について

（２）動物用医薬品（トリブロムサラン）に係る食品健康影響評価について

（３）その他

・第85回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、令和4年度第14回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会（合同開催）（ペーパーレス、Web会議）の開催について

10月７日

＜厚生労働省　2022年10月5日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_28232.html

（１）新型コロナワクチンの接種及び副反応疑い報告の状況並びに接種後の健康状況に係る調査等について

（２）麻しん、風しん、おたふくかぜ、水痘、帯状疱疹、肺炎球菌（23 価)、百日せき、ジフテリア、破傷風、・不活化ポリオ、肺炎球菌（13 価)、Hib、BCG、日本脳炎、B型肝炎、ロタウイルスのワクチンの安全性について

（３）HPVワクチンについて

（４）その他

・厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会 副反応検討部会)　　10 月 7 日

＜厚生労働省　2022 年 10 月 5 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-kousei_284075.html

（１）新型コロナワクチンの接種及び副反応疑い報告の状況並びに接種後の健康状況に係る調査等について

（２）麻しん、風しん、おたふくかぜ、水痘、帯状疱疹、肺炎球菌（23 価)、百日せき、ジフテリア、破傷風、不活化ポリオ、肺炎球菌（13 価)、Hib、BCG、日本脳炎、B 型肝炎、ロタウイルスのワクチンの安全性について

（３）HPV ワクチンについて

（４）その他

・科学技術・学術審議会（第 68 回）の開催について　　10 月 13 日

＜文部科学省　2022 年 10 月 5 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agkVac8yw5zvocbL
1. 各分科会等の報告について
2. 最近の科学技術・学術の動向について
3. その他
・HPCI 計画推進委員会（第 52 回）の開催について　　10 月 19 日
＜文部科学省　2022 年 10 月 5 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agkVac8yw5zvocbM
1. 「富岳」Society 5.0 推進利用課題、政策対応枠課題の実施状況について
2. 令和 5 年度概算要求、次世代計算基盤調査研究について
3. 「富岳」・HPCI の利活用促進に向けた取組状況について
4. その他

[開催記録、報告、資料等]
・石綿に係る疾病の業務上外に関する検討会
＜厚生労働省　2022年10月5日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-roudou_128880.html
1. 個別労災請求事案に係る医学的事項について
2. その他
・石綿に係る疾病の業務上外に関する検討会（令和４年度第５回）議事概要　　９月９日
＜厚生労働省　2022 年 10 月 5 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_28314.html
（１）個別労災請求事案に係る医学的事項について
（２）その他
・地震火山観測研究計画部会（第 46 回）　配布資料　　6 月 28 日
＜文部科学省　2022 年 10 月 4 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agkTac8x4Qn4hVbK
1. 「災害の軽減に貢献するための地震火山観測研究計画（第 2 次)」の課題別計画の修正について
2. 「災害の軽減に貢献するための地震火山観測研究計画(第 2 次)」の令和 3 年度年次報告【機関別】について
3. 「災害の軽減に貢献するための地震火山観測研究計画(第 2 次)」の令和 3 年度年次報告【成果の概要】の作成方針について
4. その他
・大学院段階の学生支援のための新たな制度に関する検討会議（第 1 回）議事録　　9 月 13 日
＜文部科学省　2022 年 10 月 4 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agkTac8x4Qn4hVbM
****

[13] ***その他***

◇***インフルエンザ、感染症関係***
・サル痘の患者の発生について
＜厚生労働省　2022 年 10 月 4 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0zZNZy8-J0YFi71BY

・野鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生状況について　（疑い事例、宮城県栗原市）
＜環境省　2022 年 10 月 5 日＞　https://www.env.go.jp/press/111118_00009.html
---

◇***その他***
・重い大学の教育費　日本は家計負担 5 割、OECD 平均の 2 倍
＜日経新聞　2022 年 10 月 3 日＞ https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUE012CN0R01C22A0000000/
大学の教育費を巡り、日本の家計負担の重さが目立っている。経済協力開発機構（OECD）は 3 日、日本の高等教育費のうち学生の家計が負担している割合は 52%で、OECD 平均（22%）の 2 倍超だとする報告書をまとめた。政府は経済的な理由で進学を断念する学生を減らそうと支援を広げる。公費投入には効果の検証も求められる。
「日本では大学卒業後に家族や本人がローンを抱えている問題が起きている。他国に比べ必ずし...

・教員公募で「女性限定枠」　山形大、来年度の採用で４割超の 18 人
＜朝日新聞　2022 年 10 月 4 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQB36X9KQ9WUZHB005.html
　山形大は 2023 年度に採用予定の教員について女性限定枠を設けた。全体で 42 人の採用を予定し、うち４割超の 18 人を女性のためのダイバーシティー（多様性）枠として公募する。
　同大は 26 年３月までに教員に占める女性の割合を 18・5%以上にする目標を掲げる。20 年５月時点で 15・95%、今年５月時点では 17・91%にとどまっており、女性研究者が活躍できる機会を増やそうと導入した。
　採用枠は学部別に、人文社会科学部６人、地域教育文化学部２人、理学部２人、医学部１人、農学部１人、大学院理工学研究科・有機材料システム研究科６人。同大の担当者は「性別にかかわらず個性と能力を発揮でき、就労と家庭生活を両立できる取り組みを進めたい」としている。

・医学部合格率、女子 13%　22 年度入試、文科省調査
＜共同通信　2022 年 10 月 4 日＞　https://nordot.app/949953247938117632?c=39546741839462401
　文部科学省は４日、医学部医学科を置く全 81 大学が実施した 2022 年度入学者への入試の平均合格率が男子 14.2%、女子 13.1%だったと発表した。21 年度入試ではデータのある 13 年度以降、女子が男子を初めて上回っていた。文科省は「男女の差はほとんどなく経年で分析したい」としている。
　医学部入試では、東京医科大などで女子や浪人生らを不利に扱う不正入試や不適切な得点操作が 18 年に発覚した。不正が続いていたとみられる 13～18 年度の６年間の平均合格率は男子 11.3%、女子 9.6%。19、20 年度は改善傾向が見られたものの男子が上回り、21 年度に初めて逆転した。

・任命拒否は「見せしめ」　学術会議問題の当事者が語るこの２年
＜朝日新聞　2022 年 10 月 4 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQB236D4Q9VULBH012.html
日本学術会議の会員候補６人を当時の菅義偉首相が任命しなかった問題が発覚して丸２年。その１人、岡田正則・早稲田大教授（行政法）に、問題の背景や現状について語ってもらった。
　――任命拒否問題の発覚から２年が経ちますが、今の状況をどう見ていますか。
　「首相が代わっても経緯を説明できず、今は『菅首相が６人を任命拒否した』という既成事実だけが残っています。手をつけると、政府自体がダメージをうけるような課題になってしまっているので、現状維持というのが今の政府がとりうる唯一のやり方なのかなと感じます」
　――政府は一貫して「一連の手続きは終了した」という姿勢です。
　「責任が残っていると言うことはできないので、そう説明するしかないですよね。だけど法的にみれば、105 人任命する責任があるところを、99 人しかしていないのですから、明らかにおかしい。『終わった』というのは責任逃れです」
　――学術会議の梶田隆章会長は、松野博一官房長官と会い、政府側に名簿の再提出を提案しました。一方、松野官房長官は選考のやり直しを求めています。
　「梶田会長の提案は、学術会議側の選考の中身や手続きには全く瑕疵（かし）がなく、落ち度は政府側にあるということでしょう。その意味で正論です。ただ、政府側は名簿を提出されても、『もう終わっているんだから』とやり過ごせてしまう。膠着（こうちゃく）状態が、任期満了の 2026 年までずるずる続くことも予想されます。その後は新たな会員が推薦され、６人の欠員も解消できますから」
　「政府側の提案は、どういうところを落としどころに考えているのかわかりません。例えば来年の半数改選の際に、今回の６人を次期会員候補 105 人の中にいれたときにどうするのか。知らんぷりして名簿通り任命するのか、それとも前政権の任命拒否にケチをつけないという意味で、またもや 99 人にするという違法行為を繰り返すのか」
　――岡田さんは情報公開請求など、任命を求めるための活動を続けています。
　「私は今、中ぶらりんの状態です。今の不正常な状態について、きちんと『問題だ』と声をあげ、問題提起をし続けないといけない責任があります。うやむやになってしまうのは今後にとってよくありません。また、学術会議は、科学技術政策やジェンダー、学校教育など、様々な課題について考え、提言をまとめていますが、私たち６人が参加できない分、今の会員にしわ寄せがいってしまい、申し訳なさも感じています」

自国の立ち位置を有利にする科学技術
　――任命拒否問題の背景には何があると考えていますか。
　「まず、日本学術会議がつく…

・脳の反応から感情などを“見える化”　メーカー各社が技術開発
＜NHK　2022年10月5日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20221005/k10013848511000.html
人の脳の反応からその感情などを“見える化”する新しい技術の開発がメーカー各社の間で相次いでいます。
このうち、コニカミノルタは、広島大学と共同で進めてきた脳の反応の解析データから新たな数理モデルを作りました。
この数理モデルを使って、商品のラベルやチラシなどさまざまな画像を分析すると、人がデザインのどこに注目しているかや、どんな印象を受けているかを色や数値などで“見える化”します。
消費者を引き付ける商品開発などで近く実用化します。
技術開発本部の井上暁マネージャーは「これまで、経験と勘に頼ってきたデザインやマーケティングをより効率的に、目にとまりやすくできる」と話しています。
また、三菱電機は、血流に伴う脈波を測定することで脳の活動を解析し、集中しているかどうかや、疲労の度合いなどを数値で“見える化”するセンサーを開発しました。
その数値を見ることで、勤務管理など働き方の改善に活用することを目指しています。
このほかのメーカーでも開発が進められ、脳の活動を“見える化”し、商品やサービスに生かそうという開発が相次いでいます。
****
[付録]
◇進む「研究への患者参画」　テーマ発掘や啓発で連携　支援不足が課題
＜共同通信　2022年10月4日＞　https://www.47news.jp/news/8305155.html
　病気の原因や治療法を探る研究を、患者や市民の意見を取り入れながら進める取り組みが注目されている。欧米で先行して広まった「研究への患者・市民参画（ＰＰＩ）」と呼ばれる動きで、国内でも患者の意見に基づいて新たな研究テーマが設けられるなどの例が出てきた。一方で、参画する患者らに対する支援の不足など課題もある。
　▽対話通じて関与
　開発中の薬を患者に使ってもらい、効果などを確かめる臨床試験（治験）をはじめ、医学研究には患者の協力が不可欠だ。だがＰＰＩは、研究対象になることとは区別される。医療研究の支援や予算配分を担う日本医療研究開発機構（ＡＭＥＤ）が２０１９年に発行した「ＰＰＩガイドブック」によると、例えば研究内容を決める段階で意見を述べるなど、研究者との対話を通じて研究に関わることを意味する。
　同書はＰＰＩの意義を「研究者が新たな視点や価値を得ることができ、研究に対する患者の不安や疑問も解消できる」などと解説。ＡＭＥＤはほかにリーフレットや動画も作成し、ＰＰＩの啓発に力を入れている。
　▽イコールでない
　「発表ありがとうございました。私たち患者会もできることで積極的に連携していきたい」
　今年６月、厚生労働省の研究班が東京都内で開いた会議で、全国脊柱靭帯（じんたい）骨化症患者家族連絡協議会の増田靖子会長はこう述べた。医師や研究者に交じって患者ら約１０人が熱心に発表を聞いた。
　この病気は脊髄を保護する靭帯が骨のように硬くなって脊髄を圧迫するため、手足のしびれやまひが生じる。一部は国の難病に指定されている。
　患者会と研究班は、病気の原因解明や治療薬開発のため連携を深めてきた。年２回の班会議に患者会メンバーが参加するのはＰＰＩを進める取り組みの一つだ。
　患者会の声を受けて、新たに加わった研究テーマもある。脊髄の圧迫を取り除く手術後に残る痛みの実態や対処法を調べる研究で、１９年に診療の指針を改定する際に患者会が要望した。痛みは生活の質に大きく影響するが、従来は治療効果を評価する際にそれほど重視されなかった。
　研究班員の吉井俊貴東京医科歯科大准教授（整形外科）は「医者が考える治療成績と患者にとっての成績は必

ずしもイコールでない。痛みにも注目すべきだと改めて認識した」と言う。

患者会は、病気の発症に関わる遺伝子を探る研究についても、意義の啓発に積極的に協力している。増田さんは「研究班の先生たちと顔の見える関係があることが大事。患者の声があって研究も進む」と話している。

▽負担重いとの声

東京大医科学研究所の渡部沙織特任研究員が１８年に実施した調査によると、回答した患者会（９３団体）の８０％が研究への協力や参画の経験があるとした。一方で、参画に伴う負担としては「人的リソースの不足」「研究に関する情報を集める労力」「経費など財政的負担」が上位を占めた（複数回答）。

多くの患者会は専任スタッフがいないボランティアによる運営で、年間予算も少ない。自ら実態調査をしたり、海外の組織と国際的に連携したりするのが難しい。

米国では、多額の寄付により大規模な予算を持ち、患者の症状や遺伝情報などのデータを広く集めている患者会もある。欧州には、患者が医薬品開発の仕組みを学べるプログラムがある。

渡部さんは「患者の参画は重要になっているが、日本では患者会への支援が海外に比べて弱い。研究者や行政がＰＰＩの重要性を理解し、学ぶ機会の提供も含めて支援することが望まれる」と指摘する。

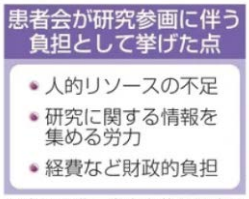

※渡部沙織・東京大特任研究員の調査（2018年）による

********** 以上 **********